

# 介護保険の減免制度

西尾市では諸事情により介護保険料を支払うことが困難なかたに対して、減免（保険料の減額）制度を設けています。

## 1 生活困窮者（生活保護受給者を除く）

保険料所得段階が第1段階（生活保護受給者を除く）、第2段階のかたで、下記の要件を全て満たすかた。

- (1) 世帯全体の年間収入（非課税年金を含む）が下の表以下である。
- (2) 保険料の滞納がない。
- (3) 市民税が課税されているかたに扶養又は援助されていない。
- (4) 資産を活用してもなお生活が困窮している。
- (5) 本人又は世帯員の預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算する額以下である。

	世帯人数	1～2人	3人以上
①	第1段階のかた	年間収入金額 82万6千5百円	3人目からは1人あたり 17万5千円を加算
②	第2段階のかた	年間収入金額 120万円	3人目からは1人あたり 35万円を加算

- ① 第1段階の半額相当に減額 7,632円  
→ ② 第1段階の相当額に減額 15,264円

## 2 被災者

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により著しい損害を受けたかたのうち、総所得金額が一定額以下のかた。

- 災害の程度に応じて減免

## 3 所得激減者

生計維持者の失業、死亡、長期入院、あるいは干ばつなどによる農作物の不作などにより、収入が著しく減少したかたのうち、総所得金額が一定金額以下のかた

- 所得減少の程度に応じて減免

## 4 給付制限者

監獄などに収監され、制度的に介護保険から給付を受けることが困難なかた

- 収監期間に応じて減免

